

### 租税特別措置法に関する事務処理の流れ

事務処理日程		相続税（贈与税）の納税猶予に関する適格者証明書事務	備 考
当 月	20日頃～	証明書受付 ↓	
	月末まで	証明書の受付終了（現地確認を行う） ↓	
翌 月	定例会当日 （毎月10日前後）	定例会にて審議を行い、証明の可否について判断をする ↓	
	15日頃まで	申請者に証明書を発行するか、証明不可の通知をする	